

総務常任委員会

令和元年10月21日（月）

総務常任委員会

定例会名 令和元年第2回定例会
招集日時 令和元年10月21日(月) 午前10時00分
招集場所 第3会議室

出席委員 7名
委員長 黒木 のぶ子
副委員長 長田 麻美
委員 利根川 英雄
" 板倉 香
" 市川 圭一
" 鈴木 勝利
" 加川 裕美

欠席委員 なし

出席説明員
市長 根本 洋治
副市長 滝本 昌司
市長公室長 吉川 修貴
経営企画部長 吉田 将巳
総務部長 植田 裕
市民部長 高谷 寿
議会事務局長 滝本 仁
会計管理者 飯島 希美
秘書課長 稲葉 健一
広報政策課長 本多 聡
広報政策課危機管理監 猿渡 勇彦
経営企画部次長兼財政課長 山崎 裕
政策企画課長 柳田 敏昭
総務部次長兼管財課長 野口 克己
総務課長 吉田 充生
人事課長 二野屏 公司
契約検査課長 神宮寺 昌志
税務課長 晝田 典義

| | |
|-----------------|-----------|
| 収 納 課 長 | 山 岡 三千男 |
| 市 民 部 次 長 | 小 川 茂 生 |
| 交 通 防 災 課 長 | 山 岡 勉 |
| 交 通 防 災 課 参 事 | 大 脇 俊 一 郎 |
| 市 民 活 動 課 長 | 糸 賀 珠 絵 |
| 総 合 窓 口 課 長 | 大 里 真 紀 |
| シ ス テ ム 管 理 課 長 | 齋 藤 正 浩 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 大 和 田 伸 一 |
| 庶 務 議 事 課 長 | 野 島 貴 夫 |

議 会 事 務 局 出 席 者

| | | | |
|---|---|-----|---|
| 書 | 記 | 橋 本 | 円 |
| 書 | 記 | 宮 田 | 修 |

令和元年第2回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 総務常任委員会

- | | |
|---------|--|
| 議案第 38号 | 牛久市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例について |
| 議案第 39号 | 牛久市会計年度任用職員の給与等に関する条例について |
| 議案第 41号 | 牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 42号 | 牛久市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 43号 | 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 44号 | 牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 47号 | 牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 48号 | 牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 52号 | 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第4号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ |
| 議案第 58号 | 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第5号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ |
| 決議案第 1号 | 会計年度任用職員の処遇改善を求める決議について |
| 請願第 2号 | 二次避難所への公衆無線LAN設備追加に関する請願書 |

午前9時55分開会

○黒木委員長 おはようございます。

皆様、おそろいのようなので定刻前でございますが、会議を始めたいと思います。

それでは、ただいまより総務常任委員会を開会いたします。

本日説明員として出席した者は、市長、副市長、市長公室長、経営企画部長、総務部長、市民部長、議会事務局長、会計管理者、秘書課長、広報政策課長、広報政策課危機管理監、経営企画部次長兼財政課長、政策企画課長、総務部次長兼管財課長、総務課長、人事課長、契約検査課長、税務課長、収納課長、市民部次長、交通防災課長、交通防災課参事、市民活動課長、総合窓口課長、システム管理課長、監査委員事務局長、庶務議事課長であります。

書記として橋本君、宮田君が出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

- 議案第 38号 牛久市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例について
- 議案第 39号 牛久市会計年度任用職員の給与等に関する条例について
- 議案第 41号 牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 42号 牛久市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 43号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 44号 牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 47号 牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 48号 牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第 52号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第4号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
- 議案第 58号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第5号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
- 決議案第 1号 会計年度任用職員の処遇改善を求める決議について
- 請願第 2号 二次避難所への公衆無線LAN設備追加に関する請願書

以上12件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第38号、牛久市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例についてを議題といたします。

議案第38号について、提案者の説明を求めます。人事課長。

○二野屏人事課長 人事課の二野屏です。よろしく願いいたします。

議案第38号について御説明申し上げます。

議案第38号は、牛久市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の制定についてとなります。

本件は、平成29年5月に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月に施行されることに伴い、新たに条例を制定するものとなります。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法に基づき、会計年度任用職員の任用、勤務時間、その他の勤務条件等に関し、必要な事項を定めております。

なお、施行日は、令和2年4月1日となります。

以上となります。

○黒木委員長 これより議案第38号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。利根川委員。

○利根川委員 1点確認したいんですが、規則についてです。来年の4月1日から施行されるんですが、細かな内容については規則のほうだと思うんですが、この規則の具体的な内容と、それとその提示を議会のほうにしてもらえるかどうかということを確認したいんですが。

○黒木委員長 答弁を求めます。人事課長。

○二野屏人事課長 お答えします。

規則の内容につきましては、今現在、国や他市の動向を参考にしながら内容を今決定している段階となっております。4月1日施行とはいえ、募集、応募、選考の期間がございますので、できるだけ早急に年内には遅くとも決めて、募集まではいきたいと考えております。

議員さんに提示するのは、きちんと形が整ってから提示することは可能だと考えております。

以上です。

○黒木委員長 利根川委員。

○利根川委員 労働条件等の問題があるので、職員組合とのほうの話合い、検討というのはされる予定があるのかどうかお尋ねしたいのですが。

○黒木委員長 人事課長。

○二野屏人事課長 お答えします。

職員組合との協議につきましては、条例案については協議して、協議した結果ということで、規則についても同様に協議して決定していきたいと考えております。

以上です。

○黒木委員長 ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で議案第38号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第39号、牛久市会計年度任用職員の給与等に関する条例についてを議題といたします。

議案第39号について提案者の説明を求めます。人事課長。

○二野屏人事課長 議案第39号について御説明申し上げます。

議案第39号は、牛久市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてとなります。

本件は、議案第38号と同様に、平成29年5月に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月に施行されることに伴い、新たに条例を制定するもので、地方公務員法及び地方自治法に基づき、会計年度任用職員の給与やその支給方法、諸手当や費用弁償について必要な事項を定めるもので、施行日は同じく令和2年4月1日となります。

以上です。

○黒木委員長 これより議案第39号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で議案第39号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第41号、牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第41号について提案者の説明を求めます。人事課長。

○二野屏人事課長 議案第41号について御説明申し上げます。

議案第41号は、牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例についてとなります。

本条例改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき、地方公務員法第16条の欠格事項から第1号の成年被後見人又は保佐人が削除され、以降の号が繰り上がる改正が行われたことから当条例を改正するもので、改正内容については引用条文の文言を改めるものとなります。

なお、施行日は令和元年12月14日となります。

以上です。

○黒木委員長 これより議案第41号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で議案第41号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第42号、牛久市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第42号について提案者の説明を求めます。人事課長。

○二野屏人事課長 議案第42号について御説明申し上げます。

議案第42号は、牛久市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてとなります。

本条例改正は、議案第41号と同じく、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の改正によるものとなります。

改正内容につきましては、引用条項を改めるものとなり、施行日は同じく令和元年12月14日となります。

以上です。

○黒木委員長 これより議案第42号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で議案第42号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第43号、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第43号について提案者の説明を求めます。人事課長。

○二野屏人事課長 議案第43号について御説明申し上げます。

議案第43号は、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてとなります。

本条例改正は、議案第42号と同じく、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の改正によるものとなります。

改正内容につきましては、法改正により不要となった条文を削除するものとなります。

施行日は同じく令和元年12月14日となります。

以上です。

○黒木委員長 これより議案第43号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で議案第43号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第44号、牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第44号について提案者の説明を求めます。人事課長。

○二野屏人事課長 議案第44号について御説明申し上げます。

議案第44号は、牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてとなります。

本条例改正は、議案第43号と同じく、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の改正によるものとなります。

改正内容につきましては、引用条項を改めるものとなり、施行日は令和元年12月14日となります。

以上です。

○黒木委員長 これより議案第44号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で議案第44号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第47号、牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第47号について提案者の説明を求めます。交通防災課長。

○山岡交通防災課長 交通防災課山岡です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第47号について説明をいたします。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等は消防団員となることができないとする規定を削除するほか、本条例には懲戒処分の規定はあったものの、分限処分の規定がなかったことから分限処分を追加するものです。その他、免職を懲戒免職に改めること、条の追加等による文言の整理を行うものでございます。

施行期日につきましては、免職を懲戒免職に改めること、条の追加等による文言の整理については公布の日からの施行となります。

成年被後見人等は、消防団員になることができないとする規定の削除は、令和元年12月14日から施行となります。

以上です。

○黒木委員長 これより議案第47号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。御意見ございませんか。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で議案第47号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第48号、牛久市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第48号について提案者の説明を求めます。総合窓口課長。

○大里総合窓口課長 総合窓口課大里です。

議案第48号、牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

今回の条例の改正内容につきましては、3点ございます。

1点目は、旧氏による印鑑登録ということでございます。住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行により、申し出により住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が11月5日より施行となります。

この改正は、さまざまな活動の場面で旧氏を使用しやすくするという女性活躍推進の観点で閣議決定されたものです。それに伴いまして、印鑑登録についても同様に旧氏の記載を可能にするため、条例の改正を行うものです。

2点目は、戸籍届出により旧氏で登録した方の登録氏に変更が生じた際、職権で抹消処理を行うというものでございます。

そして、3点目は、印鑑登録証明書から性別欄を削除するという内容でございます。男女共同参画社会の実現に向けて、性的少数者の方に配慮し、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書の性別表記の規定を削除するものです。

印鑑登録は、各自治体の条例で規定されておりまして、性別の削除につきましては各自治体の判断によるものでございますが、印鑑登録証明書の提出先が必要とする記載事項について性別欄を削除して差し支えないという総務省の見解が示されており、先に実施している自治体も多い状

況にございます。

牛久市においては、性的少数者の方に配慮した対応として性別欄を削除するものです。

施行日は令和元年11月5日となります。

以上でございます。

○黒木委員長 これより議案第48号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で議案第48号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第52号、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第4号）、別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第52号について提案者の説明を求めます。経営企画部次長兼財政課長。

○山崎経営企画部次長兼財政課長 財政課山崎です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第52号、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第4号）、こちらの財政課所管分について御説明申し上げます。

それでは、歳入のページ、8ページ、9ページをごらんください。

歳入になります。上から3段目、款18繰入金項2基金繰入金目1財政調整基金繰入金、説明欄ですけれども、財政調整基金繰入金。金額が6,735万3,000円の増額。こちらは今回の補正予算調製に伴いまして、財源不足分の繰り入れを増しております。

その下になります。款19繰越金項1繰越金目1繰越金、説明欄、前年度繰越金4億6,691万5,000円の増額です。こちら平成30年度決算確定に伴いまして、実質収支額こちらを予算化いたしました。

一番下になります。款21市債項1市債目3土木債、こちら市道整備事業債4,320万円の増額です。こちらは歳出にあります市民満足度調査の要望に応えるということで、花水木通りの改良舗装工事費4,800万円に対しての起債借り入れとなります。

続きまして、歳出になります。10ページ、11ページ、次のページをごらんください。

上の段になりますけれども、上の段の一番左、款2総務費項1総務管理費目16財政調整基金費、説明欄が財政調整基金への積み立て4億900万円。こちらは、地財法第7条第1項に基づきまして、実質収支の2分の1相当分を積み立てするものです。

以上でございます。

○黒木委員長 政策企画課長。

○柳田政策企画課長 政策企画課の柳田です。よろしくお願いいたします。

議案第52号のうち、政策企画課所管の部分につきまして説明させていただきます。

議案書10、11ページをごらんください。

歳出になります。款2総務費項1総務管理費目7企画費0110プレミアム付き商品券事業を実施する事業です。国の消費税改定に伴う事業で、非課税者と3歳未満の子供を養育する世帯に2万円で2万5千円分を購入できる商品券を販売する事業で、購入対象者の利便性向上を検討し

商品券の販売場所を多くするため、市内全ての郵便局全8局に販売を委託するため、委託費を計上いたしました。

また、あわせて他の事業経費を精査し、合計363万2,000円の増額となります。

なお、プレミアム付き商品券事業の事務経費は、全額国庫補助の対象となります。

議案書8、9ページに戻っていただき、歳出増分の補助金といたしまして、款14国庫支出金項2国庫補助金目1総務費国庫補助金節1総務管理費補助金プレミアム付き商品券事務費補助金が363万2,000円の増額となります。

続きまして、議案書10、11ページに戻っていただき、歳出になります。款2総務費項1総務管理費目7企画費0109市民満足度調査の要望に応える事業です。平成30年度末に実施いたしました市民満足度調査の結果を受け、上位10位以内の施策の中で来年度以降に補助金等が見込めず年度内に事業が完了できるものを庁内で検討いたしまして、交通安全施設整備、市道の改良の2事業について実施することとなりました。

事業内容といたしましては、交通安全施設整備の新設として交差点などにポストコーン60本、注意喚起のためのカラー舗装120平米分、停止線5カ所、学童注意、スピード落とせの路面舗装を6カ所、維持管理分といたしまして、路面舗装の止まれ、これを50カ所、横断歩道200カ所、停止線100カ所分、こちらの消えている部分の改修を行い、合計1,000万円の増額補正となります。

市道の改良といたしましては、市道20号線、花水木通りですが、こちらの舗装修繕工事になります。工事場所は、牛久駅東口交差点から市道453号線の交差点、こちら西側にゲオ、東側にファミリーマートの交差点までの950メートルとして、工事経費として4,800万円になります。

事業全体として5,800万円の補正となります。

以上です。

○黒木委員長 システム管理課長。

○齋藤システム管理課長 システム管理課齋藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、同じくシステム管理課部分の所管部分について御説明いたします。

資料10ページ、上から2段目、電子計算費でございます。

初めに、コンピューターとその周辺機器を管理する事業の基幹システム改修費です。

来年度4月に開校予定しておりますひたち野うしく中学校について、基幹システム上に中学校区のコードを追加するとともに住民記録データ等の既存データを修正するためのシステム改修費として198万円を補正計上するものでございます。

続きまして、コンピューターシステムを運用する事業の役務費として、来年度、令和2年度分の納税通知書等の一括印刷、裁断、封入、ブックニング等を実施するための手数料の補正計上です。

なお、当初予算では、今年度分910万4,000円を計上しておりますが、来年度分のうち今年度中に納品が必要な分の経費687万1,000円を増額するとともに、来年度に納品される分の経費782万3,000円の債務負担行為を追加設定するものでございます。

なお、債務負担行為につきましては、資料3ページをごらんください。

本事業につきましては、平成29年度までは次年度分を12月に債務負担設定して、1月に契約、4月から3月までの業務としておりましたが、早期に次年度分の処理を進める必要があることから平成30年度より業務サイクルを見直したものでございます。

説明は以上になります。

○黒木委員長 これより議案第52号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で議案第52号について質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第58号、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第5号）、別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第58号について提案者の説明を求めます。経営企画部次長兼財政課長。

○山崎経営企画部次長兼財政課長 財政課山崎です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第58号、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第5号）、財政課所管についての御説明を申し上げます。

議案書の6ページ、7ページの歳入をごらんください。

一番上の段になります。款18繰入金項2基金繰入金目1財政調整基金繰入金、説明欄の財政調整基金繰入金。こちらにつきましては、今回の補正予算調製に伴いまして、財源不足額を繰り入れするものです。金額が1億1,706万4,000円となります。

以上でございます。

○黒木委員長 これより議案第58号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。利根川委員。

○利根川委員 この財調からの繰入金の問題ですね、もう少し詳しくどのようなものに使われるのかということ、蛇足ではありますが説明をお願いしたいと思います。

○黒木委員長 経営企画部次長兼財政課長。

○山崎経営企画部次長兼財政課長 今回の歳出補正予算、牛久シャトーを活用するという中で補正予算が1億4,516万4,000円でございます。これに伴いまして、オエノンのほうからの賃料また三セクからの賃料、こちらの特定財源が2,810万円でございます。その不足額分を財政調整基金として不足額を予算計上いたしました。

以上です。

○黒木委員長 利根川委員。

○利根川委員 今回の歳入また歳出についての私たちの考え方としては、産業建設常任委員会のほうで内容について詳しくやっていただくということを前提に、私どものほうとしてはこの補正予算については継続にしてほしいと考えております。

○黒木委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見は終了いたします。

続いて、討論を行います。ございませんか。利根川委員。

○利根川委員 58号につきましては、先ほど言いましたように私どものほうとしては継続審査でお願いしたいと考えております。ぜひ、御賛同をお願いしたいと思います。

○黒木委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第38号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第58号について採決いたします。採決は挙手により行います。

議案第58号については継続審議とすべきとの意見がありましたので、継続審議についてお諮

りいたします。

議案第58号は継続審議とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手多数であります。よって、議案第58号は継続審議とすることに決しました。

執行部提案の議案は全て終了いたしましたので、ここで、執行部の方は退席しても結構でございます。御苦労さまでした。

それでは、続きまして決議案第1号、会計年度任用職員の処遇改善を求める決議を議題といたします。

決議案第1号について意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 なければ、以上で決議案第1号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、決議案第1号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

決議案第1号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

ここで、自席にて暫時休憩いたします。参考人の方は委員会席にお着き願います。

午前10時39分休憩

午前10時39分開議

○黒木委員長 それでは、再開いたします。

次に、請願第2号、二次避難所への公衆無線LAN設備追加に関する請願書を議題といたします。

参考人の方には、請願の趣旨を簡潔に説明願います。

○乗越参考人 乗越と申します。よろしくお願ひいたします。

今回、二次避難所へ公衆無線LAN設備追加に関する請願として出させていただきました。

まず大きく言いますと、これは国策として命をつなぐファイブゼロ・ジャパンという名前の無線を請願として市に提案させていただいたという形になります。

まず無線LANというのはおわかりにならない方もいらっしゃるかもしれませんが、例えばこの2階で牛久シティWi-Fiという無線、英語で言うとWi-Fiと言いますが、あとはもう一つ最近、茨城県の電波もここ2階で皆さん市民の方が使っている無線のことを言っております。

なぜこれが二次避難所に必要かという、私が想定しているのは大地震茨城県南部直下型地震、震度6強、死傷者数257名以上という想定されている地震または首都圏直下型地震、震度7、

または、この地震が連動したときに起きる市民への、最悪市民間での最後の連絡手段を提供できるような環境を避難所に設けていただきたいというのが趣旨になります。

○黒木委員長 ありがとうございます。

それでは請願第2号について質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。利根川委員。

○利根川委員 牛久市の地形図というのは大体御存じだと思うのですが、ひょうたん型になっているということ、東西に長い形なんです、公共施設を含めて総事業費はどのぐらいかかるのか、そしてまた維持経費についてはどのぐらいかかるのかということ、もう少し具体的にお願いたしたいと思います。

それと、公共施設は各行政区にある区民会館等も含めてということになるのかどうか、そこら辺のところもお願いしたいと思います。

○乗越参考人 今回、二次避難所の16カ所をお願いしたいと考えております。

総事業費、これは表敬訪問させていただいた茨城町の事例ですが、茨城町は20カ所につけるために9,300万円かかっています。今回牛久市は16カ所ですので、その比率で考えていただければと思います。1カ所に実際は2基、体育館内とグラウンド、セットですが、それで450万円、1基当たりになるかと思えます。（「1年間に1基当たり幾らの維持経費がかかるのかということ」の声あり）

ちょっと、それは別途そこに提示させていただいている茨城町の最初のページを見ていただければわかりますが。

○黒木委員長 参考人に申し上げますが、こちらで指名したときに御発言をお願いしたいと思います。利根川委員。

○利根川委員 これの設置総事業費であって、年間なりそれなりの1カ所の維持経費というのが出ていないんですが、どういうことなんでしょうか。

○黒木委員長 参考人。

○乗越参考人 多分書いていたと思うんですが、1カ所30万円とかとお聞きした記憶がございます。

○黒木委員長 利根川委員。

○利根川委員 年間1カ所30万円ということですか。そうすると、大体500万円弱くらいですかね。年間それだけの維持費がかかるということで認識してよろしいですか。

○黒木委員長 参考人。

○乗越参考人 はい。

○黒木委員長 利根川委員。

○利根川委員 今、牛久市は防災無線、これがアナログなものでこれをデジタルに変えていくということも含めて今検討している段階で、来年度から設計関係の予算費用が計上されてくると思うんですが、その防災無線と、そしてまた牛久市ではいろいろなラインを通じてのかっぱメールとかですね、そういったものが出されておりますけれども、そういったものではなくて独自のもの

のをつくっていくということ、その発信元はどこになるのかということですね。

それと、牛久市では防災関係ではFMうしくなども防災の中に組み入れていきたいということも計画的には考えているようなんですが、そういったものを全て加味して、それよりはこの無線LANのほうがすぐれているということなのかどうか。それをちょっと確認したいのですが。

○黒木委員長 参考人。

○乗越参考人 まず、すぐれているかということですが、これは今まで発生している震災でこの無線LANというのが有効であるというのは確認されております。および、震災の中では、時には必ず停電が発生します。そのときの対応としても発電機を使った避難所で、この無線を使うことによって通信手段が使えるという形になります。

発信元は、各避難所の、英語で言うアクセスポイントという発信機から発信することに。

○黒木委員長 ちゃんと手を挙げて。名前を指名しますから。利根川委員。

○利根川委員 情報の発信はどこからするのですか。

○乗越参考人 住民間がそれぞれ通話するので、情報の発信ではありません。相互通信になります。相互会話ということ。

○黒木委員長 利根川委員。

○利根川委員 牛久市内の具体的な避難状況だとか被害状況または停電、断水の状況なんかというものも、これから全て発信、受信できるようになるのかどうかということ、そういう具体的なことをちょっと聞きたいんですが。

○黒木委員長 参考人。

○乗越参考人 それもちろん可能です。結局、この無線によってインターネットにつながりますので、例えば市のホームページでLアラートとかの情報を使って発信するとか、そういうことももちろん可能です。それプラス各人と人との通話もできるという、要はインターネットを使えるという状態になりますので、それを使って情報発信もできますし受信もできますし、会話もできるという形になります。

○黒木委員長 利根川委員、よろしいですか。ほかに。加川委員。

○加川委員 それでは、私のほうから御提示していただいている資料に基づいて、幾つか質問をさせていただきます。

まず、ファイブゼロ・ジャパンという事業については、私も多少なりとも勉強させていただいておりますが、大変災害時には電波回線、いろいろなものが混雑して大変通信が煩雑になるという状況で、参考人、御提案いただいているかと思えます。

メリットとしては、モバイル回線がない端末でも外出先でインターネットが使えたり、高速で通信できるといったようなメリットを承知しておりますが、まずデメリット、これを導入した場合のデメリットについてお伺いしたいと思います。

また、あわせてここにお示しいただいている公衆無線LAN環境設備支援事業、こちらの補助金についての御説明もお願いいたします。

○黒木委員長 参考人、お願いします。

○乗越参考人 デメリットとしまして、正直ちょっと考えていなかったんですけども、先ほど言いましたように、設備投資及び運営費にお金がかかるということになります。ただ、それは実際、この無線、災害があったときだけではなくて、学校の教育ICTとか、ふだんはそっこのほうで使っていただく、このメリットもあります。

○黒木委員長 加川委員

○加川委員 あわせて、今ここにお示しいただいている補助率2分の1という公衆無線LAN環境整備支援事業についての御説明をお願いいたします。

○黒木委員長 参考人。

○乗越参考人 補助金について、一応国の指数で、市の経済指数0.8以下ということになります。私が4月時点で調べた限りでは、牛久は0.87なので残念ながら補助金はいただけませんという理解になります。その辺は再確認をお願いしたいと思います。

○黒木委員長 加川委員

○加川委員 こちらは再確認が必要かと思いますが、私は現時点では牛久市では補助が受けられるのではないかなとも思いますので、こちらは受けられないと。こちらはちょっと質問しなくてもよかったです。申しわけありません。

私のほうでデメリットといたしましては、公衆無線LANを設備した場合、同じ電波の範囲内にあるモバイル端末、タブレットなどからはそちらの情報とつながってしまう、ある程度セキュリティリスクがあると承知しているんですけども、きょう追加でお配りいただいたこちらについて御説明いただくことで、そのリスクが回避できるんじゃないかと思っておりますので、こちらの追加資料について御説明いただけますか。

○黒木委員長 では参考人、お願いします。

○乗越参考人 一応、それは実は、本日実際その無線を使ってテレビで私がつくったホームページというものを表示して説明しようかなと思っていたんですけど、そのときのホームページのアドレスというか場所になります。そこに一応今回のことをより詳しく、特に下に線がついているところをクリックすればいろんな情報に飛ぶようなホームページになっております。

○黒木委員長 ほかにありませんか。市川委員。

○市川委員 済みません。そうすると、そのホームページもちょっと、先ほどこれを配られたので確認はしてないので、あといろいろ今ほかの委員さんからも出てくると思うんですけども、もう少しこちらのほうでもいろいろ見てどのくらいのもが果たしてできるのか、これもきょう配られたということで、もう少し検討してからのほうがいいのではないかなと思うんですが。これは質問というよりも私からの意見になっちゃうんですけども。

○黒木委員長 参考人。今、委員会のほうで、もうちょっと時間をいただきながら再検討をからの結論という形を取りたいと言っておりますが、その辺につきましては。利根川委員。

○利根川委員 今回の議会で、私、防災と危機管理ということで一般質問をした中で、こういった公衆無線LAN等含めた情報提供、そしてまた情報発信等できるようなものの、これは一般質問ではなく事前的に防災無線関係で聞いたんですけど、何しろ今参考人が言われた内容につきまし

ては、防災無線のほかにそのような施設をつくるということは、今担当課のほうでは考えられないということで、私のほうでは事前打ち合わせの中で質問はしなかったんですが、そういった観点から含めて、私らももう少し詳しい内容を調査研究したいなど。それと、市のほうの今後の防災無線の計画というのがこれからのもので、私たちは全ての家庭に情報が届けられるようにすべきだというのが基本的な考え方でありますので、市のほうのこれからの計画というものがはっきり出ていないという中で、できれば私どものほうとしてはもう少し検討したい、できれば継続という形をお願いしたいと、私の意見としてはそう思っています。

○黒木委員長 参考人の方に申し上げますが、今委員2名の方から継続というような意見が出まして、それとやはり市との動向を見ながら、これについてはもうちょっと時間とそれと検討する時間が必要ではないかというような委員のお二人から意見が出ておりますので、今回につきましては継続というような形、最終的には……。今おっしゃるようにお二人の継続ということなのでお諮りしながら決めていきたいと思っておりますので、今決めるんです。継続にするか。（発言する者あり）

以上で請願第2号についての質疑及び意見を終結いたします。

ここで、参考人はお戻りいただきたいと思っております。

それでは、暫時休憩をいたします。

参考人の方、ありがとうございます。

午前10時59分休憩

午前10時59分開議

○黒木委員長 それでは、再開いたします。

続いて討論を行います。

先ほど継続にするかというようなお二方の御意見がありましたが、この請願第2号につきましては継続審査についてお諮りしたいと思っております。

請願第2号は継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、請願第2号は継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

午前11時1分閉会